

老高発0612第1号
令和7年6月12日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の一部改正等について

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記2「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」に規定されている事業のうち、「ロ、ハ、ニの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている事業については、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」（令和2年4月14日老高発0414第1号、老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長連名通知）の別紙1及び2により実施されているところであるが、今般、当該別紙1及び別紙2の一部を別添の通り改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、御了知の上、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。